

令和6年度第3回支援を必要とする子どものための部会 会議録

日 時 令和6年11月18日（月）9：30～12：20

場 所 登録会館 2階ホール（公益社団法人 全国和牛登録協会ビル）

出席者 小谷委員（部会長）、有原委員、石田委員、石塚委員、渋谷委員、芹澤委員、増田委員、渡邊委員、特別委員①、特別委員②（10名）

次 第

1 開会

2 議題

(1) 次期京都市ひとり親家庭自立促進計画案について

資料1 ひとり親家庭自立促進計画の策定について

参考資料1 京都市ひとり親家庭自立促進計画（ひとり親家庭支援に係る固有部分）

参考資料2 現計画における取組の検証

(2) 京都市社会的養育推進計画について

資料2 後期社会的養育推進計画について

(3) はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（第3・4期障害児福祉計画）及び京都市はぐくみプランにおけるサービス必要量見込みの再設定について

資料3 放課後の過ごし方調査結果及びほほえみプランの計画数値の修正について

資料4-1 放課後の過ごし方等に関する調査（小学校）抜粋版

資料4-2 放課後の過ごし方等に関する調査（小学校育成学級）抜粋版

資料4-3 放課後の過ごし方等に関する調査（中学校育成学級）抜粋版

資料4-4 放課後の過ごし方等に関する調査（総合支援学校）抜粋版

3 閉会

（その他資料）

委員名簿、京都市はぐくみ推進審議会条例、京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(午前) 9:00~12:20

司会	<p>京都市はぐくみ推進審議会令和6年度第2回「支援を必要とする子どものための部会」を開催する。</p> <p>本日の会議は市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、公開することとしている。あらかじめ御了承いただきたい。</p> <p>それでは開会に当たり、小谷部会長から御挨拶を頂戴する。</p>
小谷部会長	(御挨拶)
司会	<p>「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項において、当部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、委員13名中10名の方に御出席いただいているため、当部会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>ここからの議事進行については、小谷部会長にお願いする。</p>
小谷部会長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「次期京都市はぐくみプランの素案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1 ひとり親家庭自立促進計画の策定について</p>
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などはあるか。
芹澤委員	<p>母子生活支援施設について、しっかりと盛り込んでいただき感謝申し上げます。</p> <p>本格的な広報に係る意見が多かったことについて、ひとり親家庭の8割以上が就労している状況で、はぐくみ室が月曜から金曜の午後5時までという中で、相談につながりにくい現状がある。実際には、さまざまな制度・施策があっても相談につながらないことが問題である認識をもっていただきたい。</p> <p>経済的な支援の拡充が難しいということだったが、ゆめあすでもフードバンクを活用しひとり親家庭に配布していると思う。母子生活支援施設においても、地域のひとり親家庭等にフードバンクを活用して食材の提供を行っている。フードバンク活動を実際に行っているため、制度・施策の中に盛り込んでいただければと思う。新たに予算措置せずに行うことではないかと考える。手間としてはカウントすることくらいだと思う。全市的とはいかなくても、できるところからひとり親家庭への配偶を促進する形を掲げていただければ、京都市独自の経済的活動の一環として盛り込めるのではないかと考える。</p>

<p>有原委員</p>	<p>3ページの学習支援について、生活困窮世帯への支援団体のみならず母子生活支援施設も実施しているため、「実施」ではなく「充実」に変えて、少しでも個所数や内容の充実を図っていただくようお願いしたい。</p> <p>ゆめあすの広報をしてもらいたい。私どもは、コロナ禍である2021年から2023年の3年間、文化市民局からの依頼でひとり親の女性を対象とした事業を行っていた。ウィングス京都と母子生活支援施設とゆめあすが協力して、ウィングス京都で実施した。土曜日、日曜日に各団体のフードバンク活動等の取組を紹介したり、生理用品の提供を行ったりした。ゆめあすが北の方にあるため南の方から来る人からは「地下鉄に乗るだけで20分以上かかる」、「駅からも歩いても時間がかかる」と意見が出た。ひとり親家庭は忙しい中でなかなか行きづらい。いろいろなところで事業展開することは考えていただいていると思う。今年は上京区のお寺で活動されたと聞いている。もしよろしければ、ウィングス京都は街の真ん中にあるので御利用いただければと思う。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>ゆめあすについて、前部会での意見内容が反映された施策になっていることについて感謝している。</p> <p>場所の問題でゆめあすに足を運べない方が多くいらっしゃる。地下鉄沿線の方については、イベント等に参加いただいているが、山科や伏見、南に居住の方についてはまだまだ来ていただくのが大変なところである。出張でいろいろな地域でやっていく必要があると認識している。</p> <p>ニーズの把握について、潜在的な利用ニーズがある方に対しても事業を案内できるようにすることは当然だが、この潜在的なニーズの把握が難しいところである。保育園や小学校に通う子の保護者は、保育園や小学校から情報を把握する。保健福祉センターと連携を取りながら健診の中で家庭の状況を把握すること、児童館であれば、学童クラブの中で来ている子どもの様子を把握すること、小学生であれば、小学校との連携をしていくことが非常に大事と考える。潜在的なニーズを把握するには、保護者に焦点を当てることはもちろん、子どもの立場で、地域のあまり敷居の高くない施設でニーズをつかんでいくことが大事と考える。教育委員会等の他部署や施設同士、支援団体同士が連携することも施策に入れていっていただきたい。</p>
<p>小谷部会長</p>	<p>小児科医会は子、家庭の状態を把握できる。</p> <p>先日、ヤングケアラーのパブリックコメントについて、小児科医会の医師たちからいろいろな意見があった。小児科医は子や家庭の状況を把握しているため、医療との連携もお願いしたい。</p>

<p>小谷部会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、次の議題について事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料2 後期社会的養育推進計画について</p> <p>前回の議論のなかで、里親委託を進めていくにあたり、ケアニーズの高い子どもが増えているという話があったので補足する。</p> <p>全施設のデータまでは調査できなかったが、一時保護所におけるケアニーズの高い子どもに関する資料があったので口頭ではあるがお伝えする。</p> <p>令和2年度、一時保護所において一時保護を行った児童400人のうち精神科受診をした人数の合計が127人であった。このうち90%は自宅に帰っているが、10%は措置委託となっている。</p> <p>また、一時保護所内の特別室での特別対応が15人で、平均日数11.4日で最長で90日である。</p> <p>集団生活なので、1人が眠れなくなると他の人も眠れなくなるといった症状の連鎖があったり、3割の児童に暴力や自傷行為が見られたり、自殺企図が見られたという内容であった。</p> <p>知的障害児は105人中23人で割合としては多く、自閉スペクトラム症は29人、その疑いが2名、注意欠如・多動症が25人、その疑いが4人、自閉スペクトラム症と注意欠如・多動症の合併が4人、さらに、半数以上の児童に発達障害の診断がみられた。すべての診断ができていない可能性も高いが、ケアニーズの高い子どもが多いという状況である。</p> <p>ただ、この事実と委託率の関係でいうと、こういった子どもたちも含めた委託率であるため、里親への支援を充実させる方向で検討することになると考えている。施設においても子どもの比率の中でケアニーズの高い子どもが増える可能性はあるため、施設の専門性を活かしていただきたい。</p>
<p>小谷部会長</p>	<p>冒頭で補足説明があったが、精神科受診などの子どもがかなりみられるなど、一時保護所における子どもたちの難しい状態が報告された。</p> <p>当事者のヒアリングについて、現時点の状況を御報告いただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>すでに1つの児童養護施設の4人、ファミリーホームの1人、里親家庭の1人を訪問し、ヒアリングを行った。訪問はそれぞれ違う職員が対応しているものの、報告を受けるなかでは率直な意見を言ってくれている印象である。現在の環境についても客観的にとらえており、何が必要で何が困っているかなどを言語化して伝えてくれている。</p> <p>まだ5分の1も終わっていないが、ファミリーホーム、里親家庭の子</p>

	<p>どもは、入れるならずっといたいという子どもが多く、施設の子どもは自分が独り立ちできるという自信がつくまではいいたいという意見が多かった。金銭的な不安や、支援がずっと受けられるなら受けたほうが安心感があるという話が多かった。</p>
小谷部会長	<p>前回までの審議を受けて、今回の議論のポイントがあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>資料の項目でいうと「①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」の部分については、説明自体が初回であるため御意見いただければありがたい。</p> <p>また、これまで取り上げた部分でいうと「⑧里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」と「⑩社会的養護自立支援の推進に向けた取組」、「⑨施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」である。これ以外の部分は資料上でしか議題提供できていなかったもので、この4つに限らず話していただければありがたい。</p>
小谷部会長	<p>では、事務局からの説明について、御質問や御意見などはあるか。</p>
増田委員	<p>説明にも資料にもないかとは思いますが、新しく前回の議論のなかで児童相談所の業務が多忙であるという話や、専門性の話を聞いて意見する。</p> <p>私自身虐待を受けた子どもを受託しており、小学校3年生から措置解除となった23歳まで家にいた。その間に児童相談所の担当者の入れ替わりが多く、最後のほうの方は名前も分からなくなった。里親支援センターはずっと同じ担当者のため、なんとなしに相談できて話しやすく、また、児童相談所の間に入ってもらえる。大切なのは専門性と合わせた継続性である。</p> <p>言い方が悪いが、異動により福祉と関係ない部署から児童相談所に来て係長になるなど、全く福祉を知らない人が配属される。異動は課長や係長が先で、係員は引継ぎなしで、あったとしても記録文書のみ残して異動していく。里親会の事務局（児童相談所内）も同様で、異動があるたび職員から「これはどうでしたか」と聞かれる。</p> <p>特に係員の異動は、児童相談所として子どもを預かっているという意識、最後まで見届けるんだという専門性・継続性がないので、結局子どもに対しては里親しか関わっていない状況となっている。私の家庭で委託を受けた子どもをずっと見ていたのは私の家族だけである。責任感を持っていないわけではないが、児童相談所の担当者がコロコロ変わるのは課題である。</p>

	<p>担当が長期間変わらない自治体があるという話を聞いたことがある。全国から人が集まる専門里親研修でお会いした講師が「専門性・継続性は大切だ」と言っていた。私もこれまで伝えてきているが、計画における文章上に「継続性」を付け加えてほしい。大変ではあるが、引き継ぐ方も普通の職場とちがって、子どもを中心に考えて生育や養育を十分理解して引き継げるような仕組みを作ってほしい。児童相談所ケースワーカーは特別な専門職だと、そういう思いでやってほしい。</p> <p>児童相談所に配置するのは専門職である。異動については理解しているが、子どもをずっと支援してきた人が、全く違う部署に異動となるのがもったいない。里親委託推進が2年前から後退している状況を踏まえて、なぜ前進できないのかと考えてほしい。里親が相談できる仕組みを考えていただきたい。</p>
小谷部会長	<p>行政なので異動の実態がある。専門性と継続性を2つ大切にしていたほしいという話だったと思う。障害のある子どもの場合、包括支援シートなど文書の切れ目ない支援を特に意識しているが、社会的養護の子どもたちに対しての支援の御意見であった。</p> <p>他に御意見があればお願いしたい。</p>
社会的養護 経験者①	<p>自身の経験や立場から話したい。里親の子どもたちの実家機能という視点での意見である。施設を退所後や社会に出た後も相談する場所が欲しいという話で、施設だと絶えず退所や職員の退職による入れ替わりがあり、自分が知っている職員がいなかったり、小規模化しているために子どもの顔ぶれがガラリと変わってしまうと帰りにくいという話を聞いたことがある。一方、里親家庭ではそういう大きな変化はないので、パーマネンシー保障という視点で、里親家庭には帰りやすく「実家機能」が備わっている。里親委託の推進は代替養育の補償とも言え、アフターケアという面での実家機能を里親家庭では補えるので、個別性が保障される。</p> <p>一方、課題として、里親という資源はたくさんあるが、うまく使えていないということがある。施設の子どもたちに里親家庭というと「誰それ？知らんおっちゃんのところ行くの嫌や。」と言う子どもがすごく多い。もちろん、だれもが里親家庭にいけるとは思っておらず、ケアニーズの高い子どもは施設で専門的な支援を受けるのがよい。ただ、里親家庭でも上手にやっていけるだろうという子どもが施設にいて、その子どもたちが「里親家庭に行きたくない。知らないところに行きたくない。」と不安が先行してしまうのがもったいない。まずは、施設の子どもたちや一時保護の子どもたちに里親という存在をきちんと落とし込む支援が大切。変化を嫌う子どもが多く、施設の生活にとけこんだ子どもからす</p>

ると変化が怖くて、長期委託になってしまう。入所前の一時保護の段階から、里親家庭があるということを伝え方を工夫していく必要がある。

これと合わせて、施設職員も同様である。今でこそ随分里親や特別養子縁組の理解が進んできたと思うが、まだまだ里親を知らない職員に多く出会う。施設職員に対して里親家庭について啓発をしていくことが必要。

また、実母や実父でよく「施設はいい、里親はいや」という場面があるが、子どもたちが過ごす場所についての語彙を工夫しながら伝えていくことが必要である。

もう1点は、増田委員と同様に、児相の専門性・継続性という点である。私自身、特別養子のあっせん団体に関わっており、(公社)家庭養護促進協会が主催している民間のあっせん団体と行政の交流会に何回か参加している。参加時に残念だったのが、私が参加した回では京都市児童相談所からの出席はなかった。京都府児童相談所の里親担当や徳島県、奈良県、滋賀県の児童相談所の里親担当は、民間のあっせん団体と協力して行政の視点と民間の視点を意見交流していた。たまたまかもしれないが、京都市児童相談所からの参加がないのは残念である。法律は違うが、特別養子縁組は究極のパーマネンシー保障なので、その理解や知識、民間のノウハウ、実情を知り、行政と連携できれば、京都市のフォスターリング機関としてのパーマネンシー保障に弾みがつくのではないか。

民間あっせん機関の理解がまだまだ足りていないのか、情報共有のカンファレンスにおいても、行政職員に民間あっせん機関を知らない人が多く、敬遠されたりするが、子どもにまつわる制度として共通理解を児童相談所職員が知識をしっかりと蓄えることが大切ではないか。児童相談所がずっと子どもを見ていくのは人事異動があり難しく、せっかく蓄えた知識が異動になると一から作り上げることとなり、そういう労力はもったいない。

民間を上手に利用していただき、民間と行政の協同をもう少し柔軟にしていいただきたい。子どもが里親や制度に出会っていくためには大人の関係機関の連携、協同が必要。民間のノウハウをシェアしながら、一緒に取り組んでいくものが生まれていくと、後々子どもたちのパーマネンシー保障が実現していく。

石塚委員

児童養護施設の里親支援専門相談員と児童相談所の里親養育支援担当との乖離がある。里親支援連絡会に出れていなかったが最近出るようになった。里親推進するのはぜひとも頑張らないといけませんが、やればやるほど里親や特別養子縁組にいけるような子どもが少ないと感じる。どうしても高年齢の子どもが多いのと、実親がいる子どもが多いため

ある。しかし、里親に幼児の年齢でお願いしたい場合、親支援も入ってくる。施設だと2～3年かけて家に帰っていくが、里親となると親支援が大変である。ベテランの里親でないと、里親の気持ちと親支援というところがなかなかマッチしないので「とりあえず施設入所にしとこうか」という方針が出てくるのではないか。親支援をどれくらいできるのかとなると、今はケースワーカーに支援をしていただかないと進まない。児童相談所がしっかりやりますという姿勢を見せないと、里親としては引き受けられないだろう。そうすると増田委員の言う通り、児童相談所の専門性・継続性も必要であるが、京都市のケースワーカーは専門職ではない。

また、京都市では何年前からか施設入所の子どもは施設班が担当している。施設班のなかで職員は異動により変わるものの、施設班で継続して担当し続けるためつながりはある。里親も施設班が担当しているが、児童心理治療施設は地域班のまま。母子生活支援施設も入っていない（芹澤委員：ぜひいれていただければ）。社会的養護の子どもたちの担当のケースワーカーについては、同じ班で担当いただければ継続性は担保されるだろう。ただ、明らかにケースワーカーの数が少ない。施設入所になると、ケースワーカーに会ったことがないという子どもがたくさんいる。問題を起こしたら会えるが、起こさないと会えない。本当は専門職がいいだろう。

先ほどの意見にあったように、施設の子どもたちが里親を知らないという現状はある。里親が施設にもっと普通に遊びに来てくれるようになってほしい。「あなたの里親です」という形ではなく施設見学という形で来てもらえると、里親も子どもに対するイメージがわくだろう。里親も養子縁組の希望の方が多いが、そうじゃなくても子どもに関わることが楽しいとわかっていただけたらと思うので、施設の門戸を開き、里親との乖離を埋めていくのが1対1のマッチングの前に必要ではないか。

計画策定に係るヒアリングはいいことだが、施設としては喋れる子・真つ当なことを言える子を選んでしまっている。一応里親経験者や地域小規模にいる子など、できるだけいろんな子どもを選んでいるが、やはりいま現在暴れているような子はいない。そのため、意見を聴いたうえで少し差し引いていただく必要はある。このヒアリング対象の子どもは、比較的安定していると思われ、本当に荒れている子が求めている意見ではないので、出ている意見を少し差し引いて検討いただきたい。

ケアニーズの高い子についての説明もいただいたが、加味して考えていただきたいのは、精神科受診を拒否する子どももいる。また、精神科受診を親が認めない子どももいるので、そういったケースを含むともう少し数があがるだろう。精神科受診、知的問題、発達障害にあてはまらないがケアニーズが高い子もいるので、加味していただきたい。京都市

は以前に障害児加算という独自事業のなかに特別枠があり、精神科受診にはらないが大変な子どもがいれば加算の対象とするというものであった。あのときの一覧表は大変良かったので、参考にしてもらえれば。

一時保護専用ユニットを施設でしてもらえないかという話があったが、これは国基準だと子ども5～6人で2.5人の職員配置となる。2.5人で24時間365日勤務しないといけない。おそらく本体施設に宿直がいるので兼ねてということだが、不可能である。

20歳以降も施設で生活ができる自立生活援助事業を利用したい子どもたちは落ち着いており、自らしんどいと言えるので大丈夫だが、一時保護はどんな子どもがくるかわからないなかで、職員2.5人では無理である。しかし、今現在、一時保護所が満杯であることや、虐待の初期の段階で分離をして重篤化を防いでいることを考えると、一時保護やショートステイ制度は絶対に必要である。施設としても人の確保さえできればやっていくべきであるという気持ちではいるので、国基準に京都市独自の加算をつけていただき、せめて職員が5人確保できるくらいにはしていただきたい。お金があればできるというところである。

児童自立生活援助事業が児童養護施設でもできるようになり、できそうだなと感じている。施設も頑張って大変な子はやめとこうかなとなるのではなく、実施していければと思う。

芹澤委員

全体のことから述べる。委託率75%などの数値的目標は出しておられるが、具体的にどう実現するのかという内容が見えてこないというのが感想である。まずなにが必要かという点、代替教育に至る子どもは少ないという報告が前回あり、0.2%程度ということであった。つまり、99.8%は在宅で、ぎりぎりまで分離か不分離かを見守っているという状況が非常に多いのではないか。石塚委員のおっしゃるように中高生など高年齢になり大変な状況となつてからの保護という形で、先送りの現状がある。この現状を打開するためには、市区町村・地域での要対協ケースに対する支援をどうするかを考えていかなければならない。

児童家庭支援センターについては、検討を要するという点であったが、まさに検討を要すると思う。

全体のプランのなかで、すでに一步を踏み出している親子支援事業が一言も出てきていない。今年度から実施されているにも関わらず、なぜ入っていないのかが驚きである。今後の方向も含めて親子支援事業も入れていただきたい。

地域の要支援・要保護家庭に対して緊急的な保護や親子での保護をして支援ができるのは、親子支援事業か児童相談所の一時保護になるので、こういった制度を活用しながら地域の子育て支援をどうしていくかを考えていくことが必要である。

	<p>特定妊婦については、今年度すでに7件ほどの支援実績があるが、親子支援事業が入っていない。子ども家庭支援課内の横での連携がうまくいっていないのではないかと。産前産後支援を担当する係と社会的養護を担当する係との連携がうまくいっておらず、必要な文章が入っていないのではないかと。実際、危険のある特定妊婦を保護し、出産までの支援や出産後の子育て支援をしているのは親子支援事業であり、実施しているのできっちり入れていただく必要がある。</p> <p>また、あまり出てきていないが、親子再統合支援についても検討が必要である。社会的養護の母数を減らし、里親委託率支援をあげるのももちろんだが、親子再統合支援の充実も非常に重要になる。実際、親子再統合をどう活用するかという話だが、例えば親子支援事業を活用して、児童養護施設にいる子どもを母子生活支援施設で親子一緒に生活をするのが、分離・不分離の検討や親子再統合でも重要となる。この親子再統合支援のなかにすでに実施している「親子支援事業の活用」等と記載するなど、もう少し活用の方向を検討いただきたい。</p> <p>親子支援事業は、施設で支援できる年間の上限がきまっていて、今年オーバーしている。国基準ということで厳しいだろうが、今後活用をはかっていくなかで、必要な世帯に実施できるよう京都市とても取り組むことが必要ではないかと。</p> <p>地域支援、特定妊婦での親子支援事業、親子再統合支援について今後の方向が充実する方向で記載いただくようお願いする。</p>
<p>社会的養護 経験者②</p>	<p>私は児童養護施設で育って、児童養護施設で働いて今は違う仕事をしながら、里親をしている。色々な立場から、問題点があると思いながら話を聞いていた。里親は特別養子縁組を希望される方が多いので、里親委託率75%というのは、絵に描いた餅本当に進んでいくのか疑問である。難しい子どもが増え、高年齢化していて、そういう子を里親に預けるとなると、支援機関の連携も必要である。また、里親側の専門性を高めることは必要だが具体的な対策があるだろう。</p> <p>施設で育った経験からは、全て小規模化するのが良いのだろうかと思う。いろんな子どもがいる中で育つ良さもある。全員が全員そうではなく、いろんな形があってもいい。</p>
<p>小谷部会長</p>	<p>御意見に感謝する。続いて「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（第3・4期障害児福祉計画）」及び「京都市はぐくみプランにおけるサービス必要量見込みの再設定について」について事務局から説明をお願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料3 放課後の過ごし方調査結果及びほほえみプランの計画数値</p>

の修正について

資料 4-1	放課後の過ごし方等に関する調査（小学校）抜粋版
資料 4-2	放課後の過ごし方等に関する調査（小学校育成学級）抜粋版
資料 4-3	放課後の過ごし方等に関する調査（中学校育成学級）抜粋版
資料 4-4	放課後の過ごし方等に関する調査（総合支援学校）抜粋版

小谷部会長

調査結果 1 について、今から約 15 年前、支援学校の保護者に対してアンケートを行った。当時のアンケート結果では、障害のある子を養育する保護者は、就労が難しく、どちらかが仕事を辞めなければならないといったものであった。さらに、医ケア児、強度行動障害児に関しては、両親共に就労をあきらめたパターンもあった。この点、放課後デイサービスにより、保護者の就労もサポートできるといった非常に画期的なものであった。

また、当時は、障害のある子が放課後に過ごす場所は学童保育しかなかったが、学童保育では専門的な知識を有する職員がおらず、1対1で対応していたとしても、知識がないので、現場は大混乱していた。

こういった背景を踏まえると、調査結果 1 については、御説明のとおりであると考えます。

次に、調査結果 2 の支援のゴール設定の意識について、特別支援学校においては、小学部では療育的な意味合いが強いが、中・高等部になると、余暇活動的な意味合いが強くなり、進路指導なども行われてくるようになるため、放課後等デイサービスの利用者が減っていると感じている。

なお、医ケア児と強度行動障害児の放課後等デイサービス利用については、レスパイト的・療育的な意味合い、どちらも強い。

調査結果 3 について、放課後デイサービスと学童クラブなどの一般施策との併行活用が進んでいないとのことだが、通常学級では、1割近い児童が放課後デイサービスを活用しており、育成学級や特別支援学校に通う児童とは異なり、学童保育と併行で通うことが多い。

一方で、育成学級や特別支援学校の児童においては、学童保育が少人数制ではなく、非常に混沌とした環境であることから、行きづらさを感じている部分もあるように思う。

最後に、5歳児健診について、これから予防的な観点で発達支援が取り上げられると考える。支援が必要な子供たちは、低学年の間、学校が終わってから少人数で過ごすなど、ますます療育的な関わりが求められるが、放課後等デイサービスのニーズが高まっていくが、インクルーシブの観点も念頭におき、支援が広がってほしい。

小谷部会長

他に御意見があれば頂戴したい。

<p>渋谷委員</p>	<p>まず、調査結果1の保護者の就労について、放課後等デイサービスは、時間の制限があるので使いにくいといった話がある。送迎もあるが、利用時間を延長し、遅い時間に利用したいという声がある。</p> <p>それから、一般的に、高校生が放課後等デイサービスをどのように利用しているか実態を把握していないけれども、私の施設では、低学年の利用者が多いため、高校生向けの社会性を育てるためのプログラムが組みづらい。</p> <p>そもそも、高校生らを受け入れるには、施設の広さが足りないことや、力が強く暴れてしまうと抑えることができないなどが原因で、高校生の受入ができる事業所が少なく、支援の環境が追いついていない印象。</p> <p>そして、小学生については、育成学級の児童が意外と少なく、普通級の児童が多いが、療育支援を受けるとそれなりの効果があると感じている。ただ、発達の度合いの捉え方が明確でない、個別支援計画に定めた支援の幅が広く漠としているようなノウハウ・スキルのない事業所では、効果的な支援につながっていない。その結果、児童がストレスを感じてしまい、親にあたるなどの悪影響もある。このような例は、周りの環境によって障害児になってしまっていると懸念している。</p> <p>また、幼児期については、原始反射や感覚統合の様子など、身体の調節・発達をしっかり捉えて支援をしないと、うまく育っていかない。一見、発達に問題ないようにみえても、軽度の子ほど、のちのち大きな問題となることも多く、早い段階で療育につながる必要がある。また、放課後等デイサービスの支援の質の向上も重要である。</p> <p>なお、5歳児健診はどこで実施しているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国から方針が示されたところであるため、現時点で本市は実施していないが、今後、検討していく。</p>
<p>渋谷委員</p>	<p>通常学級または育成学級のどちらを選択するのか、親の決断が必要であるため、5歳児健診は、十分に運用されたい。</p> <p>また、学童保育について、障害を持った児童を良い環境で適切に受け入れることができなければ、かえって障害を増進してしまうようなこともある。適切な療育は、良い効果をもたらしてくれると考える。</p>
<p>石田委員</p>	<p>地域で生活を送るといった点について、基本的な話であるが、障害に対しての偏見を無くさなければならぬ。人と人の間に壁はなく、障害の有無に寄らない考えを持つことが大切である。</p> <p>ただ、地域で暴れる児童がいたときに、役所や警察に伝えることはできるが、専門的な知識がなく、対応が難しい。</p> <p>また、民生委員・児童委員の立場で、いろいろな話を聞くが、子ども</p>

<p>芹澤委員</p>	<p>に障害特性があることを人に出したくないという親が大半である。保護者にいかに信用してもらえるか、日常でどのように活動し、協力しやすい環境を整えていくかが重要であるが、個々の家庭の話でもあるので、難しいと感じている。学校を含め、こういった話を行う場が少ない。地域みんなで情報をオープンに話し合うことができれば、偏見や差別もなくなるのではと思うが、難しいと感じている。</p> <p>施設で障害児を受け入れている経験を踏まえての話だが、子育てを支援することは大変難しい。例えば、育児が大変なので代わりに子供を見てほしいというニーズがあったときに、応え続けた結果、親の子育てスキルが上がらず、逆に子との時間が少なくなり、親から子への愛着やスキル、子育ての意識が低下してしまうといったこともある。本来、困ったときに助けてもらえる、必要な時に必要な支援が地域で受けることができることができるように、伴走者が関わり続けることが望ましい。</p> <p>また、家庭での養育では、例えば子がパニックを起こしたとき、その子の特性もわからない第三者では対応が難しく、家庭がしっかりと対応を把握しておくことも重要。子の特性に応じた子育て、対応方法など、親に教える視点が重要である。放課後等デイサービスでも親子支援の観点を取り入れたプログラム、親支援について専門性を持った関わりが重要だと考える。</p> <p>親の預かりニーズなどに応えることも重要だが、応えるだけでは、家庭での支援につながらず、子の自立、親亡きあとの将来が危惧される。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>調査結果のまとめにもあるとおり、子どもがどうなっていくかというゴールを持つことが大事だが、ひとり親家庭では、日々の生活や子の進学、親の就労など、目の前の問題に手一杯であり、ゴールの視点まで意識が回っていない。ひとり一人にあった自立を見据えた支援を行うには、放課後等デイサービス、学童だけではなく、事業所や保護者などの関係者で少しずつ理解を深めながら支援を進めていくことが重要。</p> <p>インクルージョンやゴールを意識した支援を、並立した別個の課題とはとらえず、総合的な課題として捉え、進めていくべきである。</p>
<p>小谷部会長</p>	<p>今回の委員会は、子どもに焦点を当てたものであるが、委員の皆様からの御意見をお聞きして、生活の基盤となる地域につなぐ、あるいは、どのような社会的な自立につなぐのか、出口を意識しながら取り組む必要があることをお示しいただいた。</p> <p>それでは、本日の審議はこれで終了し、進行を事務局にお返しする。</p>

事務局	以上をもって、令和6年度第3回支援を必要とする子どものための部会を終了する。
-----	--